

中央銀行法および商業銀行法の制定と金融制度の変化

文 浩一

朝鮮民主主義人民共和国（以下、朝鮮）では近年金融制度の大きな改編が行われた。そもそも朝鮮で1970年代までに朝鮮中央銀行が発券、通貨量の調節のみならず、企業や農場に対する貸付を担当することで国内のほとんどの資金を管理するモノバンク制度が形成された。しかし、1990年代中葉からの「苦難の行軍」と呼ばれる経済的苦境の時代を経て新たな経済改革が進められるなかで、さまざまな従前の制度が見直されるようになった。そして、朝鮮中央銀行から企業や農場に対する金融業務を分離するという方向でモノバンク制度も解消されることになった。

この改編の目的は、資金の循環を活性化するために国内に流通しているあらゆる通貨を、商業銀行を介して総動員しようとするものである。その法的な根拠は、2004年に制定された中央銀行法、2006年に制定された商業銀行法である。しかし、金融制度の改編に関する動きが実際にみえるようになったのは2010年代中葉からであった。

そもそも住民から預金を集めて企業や農場に貸付をするという商業銀行が機能するには、住民に相当の遊休資金が存在するという条件とともに、資金を借りる企業や農場の経営環境が整えられるという条件が必要である。そこで、本稿では、遊休資金に対する政府の政策の変遷過程と借り手の経営環境に対する政府の政策の変遷過程を分析することを通じて、朝鮮の金融政策の特徴を明らかにする。

なお、朝鮮の銀行制度に関して日本では、在日朝鮮人研究者たちによってその形成過程を明らかにした研究が1980年に発表されて以来、本格的な研究がなされておらず、2017年に刊行された歴史書のなかで合弁銀行の設立など、その後

の変化についてわずかに言及されている程度である（金明守 1980; 李・宮嶋・糟谷 2017, 375）。

1 遊休資金に対する政策

朝鮮におけるモノバンク制度は朝鮮中央銀行が国内で流通するすべての通貨を管理するものであるが、その朝鮮中央銀行の歴史は解放後、ソ連占領軍の1946年1月15日付命令によって同年1月19日に「北朝鮮中央銀行」（後に、朝鮮中央銀行）として設置されたことに始まる。同年10月29日付の北朝鮮臨時人民委員会決定第103号により北朝鮮中央銀行は全国の58の銀行支店の業務を引き継ぎ、11月25日付の北朝鮮臨時人民委員会決定第115号で、行政機関と国営企業が物品の取引や現金の接受をすべて同行の当座預金を通じて振替で行うよう「無現金決済」が義務づけられた。北朝鮮中央銀行は1947年12月6～12日に、当時国内に流通していた朝鮮銀行券やソ連軍票などの通貨を新たに国の通貨として発行された北朝鮮中央銀行券に交換する貨幣交換事業を実施して発券銀行となった。

一方で、中央銀行とは別に部門別の特殊銀行として1946年4月1日付の北朝鮮臨時人民委員会布告第3号で北朝鮮農民銀行（1958年10月1日に朝鮮農民銀行に改編）が設置され、農村での金融業務を担当した。また、1950年1月25日付の内閣決定第25号で、基本建設や大補修のための資金を扱う国立建設資金銀行（1964年5月1日に産業銀行に改編）も設置された。それから、1959年11月2日に外国貿易の決済をする朝鮮貿易銀行が設立された。朝鮮中央銀行がこれらの特殊銀行のうち、1959年5月30日付の内閣決定により朝鮮農民銀行を統合し、さらに1976年に産業銀行を統合したことで、国内の通貨に関するモノバンク制度が確立された。

モノバンク制度は経済の計画的運営のために朝鮮中央銀行が国のあらゆる流通過程を掌握するものであり、物価が大きく変動することや住民に遊休資金が滞留することがなくなるものと想定されていた。

しかし、1995年から2000年にかけて「苦難の行軍」と呼ばれる経済危機の時代を経て、このモノバンク制度は揺らぎはじめた。それは、食糧不足によって朝

鮮中央銀行から供給される通貨は計画経済の公式流通網から外れてしまったためである。

そもそも、現金流通の大半は労働者の賃金であり、企業間の取引は基本的に当座預金の口座を通じた帳簿上の決済、すなわち無現金決済で行われていた。企業の経営は国家計画に基づいているので、計画に即して企業は中央銀行から現金を受け取り労働者に支払うことで労働者は現金を手にするようになる。ところが、労働者は日々の生活のために消費財を購入する必要があるのだが、国营商店には物資が不足しているのでやむを得ず地域の市場（「いちば」のこと。以下断りがなにかぎり同じ）で商人らにより運ばれた物資や副業で作られた商品を購入する。市場は政府の統制外なので、そこに流通する貨幣は朝鮮中央銀行には戻らない。このため、たとえば前期の計画期間中に十分な現金を回収できなかった朝鮮中央銀行は、今期の計画期間中に必要な貨幣を新たに印刷発行して流通させることになる。この繰り返しの過程でインフレが進行するとともに住民の遊休貨幣が増加した（文浩一 2011）。

通貨の膨張と遊休貨幣の増加については現地の研究者も認識していた。2006年に発表された現地の研究論文では、「現在、住民の手中には一定の現金が滞留している。……増え続ける現金の流出を放置することは、計画的な貨幣流通組織と通貨調整に否定的役割を及ぼし得る。それは、住民の手中に増え続ける現金が行政区域単位で組織されている地域市場に流れ得るからである」と述べられている（李原景 2006）。そして、後述するように、2004年に中央銀行法が制定され、2006年に商業銀行法が制定されたのは、住民から遊休貨幣を吸い上げて、経済建設の投資資金とする仕組みを作り上げるためであった。

しかし、政府が実際に講じた措置はデノミネーションを伴う貨幣交換というショック療法であった。貨幣交換は、2009年11月30日から12月6日にかけて行われ、この1週間のうちに最寄りの中央銀行の事務所で新しい紙幣と交換することを住民に強制するというものであった。この際、交換限度額として10万ウォンが設定され、それ以上の現金は中央銀行への預入が強制された。また、交換比率は100対1とするものの、賃金については従来額面どおり支給するとされたので、これにより給与所得は実質100倍になるはずであった。

現実には、経済が十分に回復していないので、国营商店はおろか市場にも生活物

資は十分に供給されなかった。さらに、交換限度額の設定により商人らは回転資金を失ってしまったため市場にも物資は枯渇してしまった(文浩一 2011)。結局のところ、購買力は十分にあるのに対して供給が足りないため、物価の上昇を止めることはできなかったのである。社会科学院の李基成教授は、日本の共同通信記者の質問に答えて、「(貨幣交換の) 実施に際し、一時的、部分的に不安定な状況は起きた。価格調整をはじめ関連措置が追い付かなかった。数日間、市場を開けられずにいた状況であった」(かっこ内は筆者挿入) と述べている(2010年4月18日発共同通信)。貨幣交換では住民の貨幣を朝鮮中央銀行の口座にいったん吸い上げたものの、物価の上昇と商品の供給不足によって、再び住民に遊休資金が滞留することになった。

ただし、貨幣交換がまったくもって無意味であったとは言い難い。貨幣交換は文字どおり新旧貨幣の交換であり、朝鮮中央銀行は少なくともその時点での貨幣流通量を正確に把握したはずである。このことは現地の研究でも指摘されており、2007年に発表された論文では、「住民遊休貨幣資金の特性に即してこれを最大限に動員して効果的に利用するうえで統計は極めて重要な役割を果たす。……統計は住民の手中にある遊休貨幣の規模を科学的に見積もり、これを最大限に国家の手中に動員するための実践的な対策を立てられるようにする。国家が動員できる遊休貨幣資金の規模の規程は、住民の貨幣所得と消費に関する客観的な資料と計算方法に裏付けられてこそ、現実性を保証することができる」(傍点は筆者) と述べられている(金勇賢 2007)。したがって、貨幣交換によって国家は商業銀行の運営の原資となる住民の遊休貨幣資金の規模などのさまざまなデータを収集でき、これは商業銀行設立に際して貴重な情報となったと考えられる。

2 中央銀行法と商業銀行法の制定

中央銀行法は2004年9月29日の最高人民会議常任委員会政令第686号として、はじめて法律の形で朝鮮中央銀行の業務を規定した。ただし、この法律で規定された内容はそれまでの朝鮮中央銀行の業務内容とは異なったものがあった。

従来の朝鮮中央銀行の業務内容は、中央銀行法が制定される前に刊行された現

地の出版物では以下のように整理している。

- ① 発券と通貨調整の機能を行う。発券と通貨調整に関しては全国的な現金計画を立てて国家の貨幣の流通を強固にする。
- ② 取引において口座を通じた無現金決済を行う。全国のすべての貨幣資金を集中させ、国のあらゆる貨幣取引を統一的に管理する。
- ③ 企業に対する資金供給の機能を行う。国家機関や企業の経営に必要な資金と、基本建設および大補修に必要な資金など人民経済計画に必要な資金を供給する。
- ④ 固定財産の登録と管理に対する統制的機能を行う。
- ⑤ 国庫管理の機能を行う。国家予算の収入と支出を直接執行し、国家資金を統一的に管理する。
- ⑥ 信用取引を行う。信用取引は、貸付、預金、保険などを通じて行う。
- ⑦ 貴金属の統一的管理の機能を行う。金・銀などの貨幣用貴金属を集中させ、国家の厳格な統制のもとで利用する（金日成総合大学出版社 2001, 35-36）。

このうち、2004年に制定された中央銀行法で加えられた最も大きな修正は貸付に関するものである。貸付に関する同法第28条では、「中央銀行は貨幣資金が不足する金融機関に貸付を行う。貸付を受ける金融機関は貸付文書を中央銀行に提出しなければならない」と記しているだけであり、企業を含む一般の貸付業務の規程はない。また、預金口座に関する同法第32条では「金融機関は中央銀行に預金口座を開設しなければならない。中央銀行に預け入れた預金は金融機関のあいだの決済、支払準備金の積立てなどに利用しなければならない」とだけ記されており、企業を含む一般の口座開設に関する規程もない。すなわち、従来、企業は中央銀行に口座を設け、そこから必要な資金の出し入れを行ってきたのだが、その記述がないということである。したがって、制定された法律の条文のかぎりでは、2004年の段階で朝鮮中央銀行と企業との直接的な金融関係は存在しなくなったことになる。

一方、中央銀行法では、朝鮮中央銀行と「金融機関」との関係についても規定された。朝鮮中央銀行は、同法第25条で金融機関に対する貸付、金融機関との貴金属および証券などの売買をとおして通貨量を調節することが定められ、同法第30条で基準利率と変動幅を決めること、同法第40条～第47条で金融機関の設

立に関する承認と金融事業に対する監督と統制および金融情報交換などの業務を新規に行うことになった。

中央銀行法の制定から2年後の2006年1月25日には最高人民会議常任委員会政令第1529号として「商業銀行法」が新たに制定された。そして、ここに、個人や企業に対する貸付と預金に関する規程が盛り込まれた。

具体的には、商業銀行法第19条（預金）では、「商業銀行は遊休貨幣資金を積極的に動員して取引者から預金を預け入れることができる。この場合、商業銀行は預金を増やすためのサービス活動をさまざまにくりひろげなければならない」と規定している。そして、同法第23条（貸付条件）では、「商業銀行は取引者の要求に応じて経営活動の改善に必要な資金を貸し付けることができる。この場合、商業銀行は貸付金を契約内容に即して利用するようにしなければならない」と規定している。

さらに、同法第4条（商業銀行の運営原則）では「国家は商業銀行が経営活動において相対的独自性をもって採算制で運営するようにする」と明記した。このことは、商業銀行が朝鮮中央銀行とは独立した金融機関であるばかりでなく、単なる決済業務にとどまらない営利機関であることを意味する。

なお、同法第22条（準備預金）では「商業銀行は定められた準備金を中央銀行に預け入れなければならない」と規定している。従来、準備預金に関しては中央銀行がすべての国内金融業務を行う社会主義の銀行制度には必要ないものと解釈されてきた。たとえば、1995年に出版された『財政金融辞典』では「準備預金制度」について「資本主義の商業銀行が取引者の預金のうち一定の比率を発券銀行に義務として預金する制度」と説明している（社会科学出版社 1995, 988）。しかし、商業銀行法が制定された年に発表された現地の研究論文では、「流出した貨幣を減らすためには、銀行に預け入れるシステムが重要である」としながら、「貨幣資金を銀行に集中するうえで……準備預金制度を実施することが重要である。準備預金制度は中央銀行以外の銀行機関が中央銀行に自己資金の一定比率を預金することであり、銀行の貨幣資金を集中させるための重要な方途の1つである」と述べている（洪永義 2006）。

中央銀行法と商業銀行法の両者を組み合わせてみると、中央銀行は金融機関を対象に与・受信を担当するように規定し、以前の中央銀行による企業への直接の

金融提供の代わりに、商業銀行をとおして資金を供給する方式に変えることを予告していることになる。

3 企業経営環境の改善

商業銀行法の制定後に直ちに商業銀行の設立が進められたわけではない。その理由として、借手側の環境整備の問題が挙げられる。商業銀行が採算制の金融機関として機能するためには、借手側である企業の経営環境にも採算を促す制度が必要となる。商業銀行が利率や保険などの魅力ある金融商品を用意して預金高を増やしたところで、融資先で採算がとれなければ金融機関の採算も成り立たない。

転機となったのは2014年である。この年の11月5日付最高人民会議常任委員会政令第228号で「企業所法」が全面的に改正され、「社会主義企業責任管理制」が全面的にスタートした。改正された企業所法では、社会主義企業責任管理制の導入にあたって企業に財政管理権を付与し、その具体的内容として「企業は、規程に即して不足する経営活動資金を銀行から借り入れ、住民遊休貨幣資金を動員して利用することができる」と規定した。

さらに、この年から企業に自ら採算の意識を向上させるべく財政管理方法も変更された。

その1つが「減価償却金」の扱いである。減価償却金とは、施設や設備などの減耗分を計算して、元来は国家に納付して積立て、更新時期がきたら国家から支出されることになっていた。しかし、2014年4月9日の最高人民会議第13期第1回会議で行われた財政相の予算報告では、予算の収入項目の減価償却金に関する言及がなされなかった。2014年から国家予算の収入項目から減価償却金の項目が消えたわけであるが、そのねらいについて現地の研究者は、次のように指摘している。「こんにち減価償却金の利用において、それを流動資金の源泉とすることが合理的である。(なぜなら) 減価償却金はその用途に用いられるまでは一定のあいだ遊休状態の資金となる。これと関連して減価償却金を流動資金の源泉として回すことができる可能性が生まれる。したがって、企業体では少ない資金で

より多くの生産と建設を行うためには、一時的に眠っている減価償却金を流動資金として回すのが合理的である」(鄭光栄 2014, かっこ内は筆者挿入)。

この政策に伴い財政法も改正された。2015年4月8日付の最高人民会議常任委員会政令第457号による改正では、従来「計画に予見された設計予算の範囲内で財政計画に即して国家予算から受け取る」(第32条)と規定していたのを「計画に予見された設計予算の範囲内で国家予算と企業所に積み立てられた原価償却金と企業所基金などの自己資金を使う」(傍点は筆者)と修正した。続いて企業所法も2015年5月21日付の最高人民会議常任委員会政令第517号によって改正され、「企業は財政管理権を有し、経営資金を主導的にねん出し効果的に利用して拡大再生産を実現し、経営活動を円満に実現していかなければならない」という新たな条項が設けられた。

減価償却金を国庫に納めなくてもよいということは、その分だけ企業の運転資金が増えたことを意味するばかりでなく、企業がその資金を商業銀行に預け入れるならば商業銀行の財源拡大にもつながる。これまで企業の運転資金は、必要最小限を除き中央銀行に口座を通じて国庫に納められてきた。国庫に納められた資金は、予算支出として必要な企業に再分配された。しかし、今回の法改正より余裕のある企業はその余りを商業銀行に預金し、銀行は資金の不足する企業に貸付として供給することが可能になった¹⁾。

4 商業銀行の設立

商業銀行の設立は、従来の朝鮮中央銀行の道(日本の県に相当)の支店を個々の商業銀行に改編する形と外国貿易の決済など外貨を取り扱ってきた特殊銀行を

1) 2020年4月12日最高人民会議第14期第3回会議で行われた財政報告では、「今年から国家投資の減価償却金を国庫に動員する」とされた。これは文字どおり「国家が投資した固定資産」に限って減価償却金を国庫に動員するもので、社会主義企業責任管理制に基づき企業が独自に投資して管理する固定資産についてはひきつづき企業の減価償却金を積み立てているものと思われる。実際に、その後に現地学術誌に掲載された金政哲(2021)では、企業が自ら補修資金をねん出して利用することを指摘しており、最近(年月日は不明)に財政法が改正されたことを伝えた『民主朝鮮』の法規解説(2021年10月14日、16日、23日)をみても減価償却金に関する当該条項の変更は見当たらない。

商業銀行に指定する形で実施された。

朝鮮中央銀行の道支店の商業銀行への改編は2015年頃に実施された。咸鏡北道銀行については、『労働新聞』2014年12月24日には「中央銀行咸鏡北道銀行」が登場するが、『労働新聞』2015年12月14日では「咸鏡北道銀行」として現れ、中央銀行の名は落ちている。こうして、道銀行の存在が知られるようになった。2016年の段階では、こうした地域商業銀行には、平壤市銀行、平安南道銀行、平安北道銀行、江原道銀行など12行あるとされている（朝鮮対外経済投資協力委員会 2016）。そして、これに関して、2019年に発表された現地研究者の論文では、「我が国では発展する現実の要求に即して中央銀行以外のすべての銀行機関を商業銀行に転換して採算制で運営する原則のもと収支の均衡をはかるようにした。こうして、従来は中央銀行を中枢とし、その支店として構成されていた平壤市銀行をはじめとする各道の道銀行が商業銀行に転換されて独立採算制で運営されている」と述べられており、こうした地域商業銀行が朝鮮中央銀行の道支店を改編したものであることが明らかにされた（全玉実 2019）。

外貨取扱銀行を商業銀行に指定したものは、2016年に刊行された出版物では、国家商業銀行と外国投資銀行に区分されている。前者は朝鮮貿易銀行、大聖銀行、高麗商業銀行、朝鮮統一発展銀行、一心国際銀行をはじめ数十行あり、後者には外国人による単独投資銀行である中華商業銀行、豆満江銀行、大同江銀行と合弁銀行である朝鮮合営銀行、大同信用銀行、大聖信用銀行、大聖信用開発銀行、オラ銀行、朝鮮大中華人民銀行、ハナ銀行、第一信用銀行など数十行あるとされている（朝鮮対外経済投資協力委員会 2016）。

そもそも外貨の取扱いは1959年11月2日に設立された朝鮮貿易銀行が行ってきたが、1970年代末に大聖銀行など貿易決済を行う銀行が別途設立されるようになり、日本の貿易団体にも通知された（『日朝貿易』第199号、1980年）。国際商業銀行は朝鮮貿易銀行とこうした対外決済を専門にする銀行のことを示している。一方、合弁銀行は最初に1989年に在日朝鮮人との合弁による朝鮮合営銀行が設立されたことに始まるものであり、1993年に制定された「外国人投資銀行法」によって外国からの銀行部門への投資活動に関する法制度も整えられるようになった。

なお、商業銀行法第10条では、「商業銀行を設立しようとする機関、企業所、団体は設立申請書類を中央銀行に提出しなければならない」とし、第9条では「商

業銀行の設立承認は中央銀行が行う」と規定しているが、国内の企業などが独自に商業銀行を開設したという情報は現在のところ伝えられていない。

5 第3回全国財政銀行部門活動家大会

2015年12月13日に第3回全国財政銀行部門活動家大会が平壤の人民文化宮殿で開催され、同大会に金正恩國務委員長は書簡「財政銀行事業で転換をもたらし強盛国家建設を力強く推し進めよう」を参加者に送った（金正恩 2015）。この書簡では商業銀行の「金融機関採算制」について語られた。

この書簡で、金融機関採算制とは、「商業銀行が金融業務で得た収入で支出を保障し、国家に利益をもたらす経営活動方式」であると定義された。そして、商業銀行は「サービスと信用を高め、業務取引の利便性および迅速性と正確性を保障し、金融活動をより積極的に行っていくる枠組み」を設けることが要求された。そのための道具は「預金と貸付、決済方法と利率」であり、とくに「住民預金事業」を活性化することが要求された。すなわち、最高指導者は商業銀行に対して、住民から遊休資金を集めることと金融活動によって利益を上げることを直接推奨したのであった。かくして法律の制定から10年を経てようやく金融機関の制度改編が本格的に推進されるようになった。

この大会以降、現地の学術誌では商業銀行と金融採算制に関する論文が連続的に掲載されるようになった。そこに書かれている内容は、現実の商業銀行が独立採算制で運営するための営業方法について示している。

第1に、現金の貸出である。

従来、企業間の取引は朝鮮中央銀行の口座を利用した帳簿上の決済を通じた「無現金決済」で行われてきた。現金取引は、「国家および協同団体機関と企業が資材供給計画に予見されていない一部の消費財を小売商業機関から購入する際に発生する現金支払い」のみが現金取引として認められるが、「これは、制限された範囲内での取引であるので、それほど多くない」とされてきた（社会科学出版社 1995, 1206）。

しかし、「現実において機関、企業体は一定の範囲で現金取引を行っている」

というのが、現在の政府の理解である（金淳学 2018）。現金取引が拡大していることを示す例としては「物資交流市場」が拡大していることが挙げられる。すでに2002年の現地研究者の論文で「物資交流市場では企業が自らの判断で余裕のある物資や必要な資材を取引することができる」とその存在が言及されており、しかも、それらの取引は「商品貨幣関係に基づく」と述べている（李長姫 2002）。2016年に発表された現地研究者の論文では、預入について「預金業務を現実の要求に即して発展させるためには、個別の住民はもちろん企業の手中に眠っている遊休現金を最大に動員できる業務体系を完備しなければならない」とする一方、貸出についても「こんにち企業の経営活動では無現金だけでなく現金の利用も、その範囲が広がっているだけに、無現金貸付ばかりでなく現金貸付も一定の期間奨励して企業に対する資金の保証を十分に行わなければならない」と述べている（高今赫 2016）。そして、2020年に発表された現地研究者の論文では、「機関、企業所のあいだで経営過程に必要とする設備や資材を取引するうえで無現金決済を手段とすることが原則であるが、一部の場合に現金を通じた決済を行わなければならない必要が提起される。このような要求を反映して機関、企業所の基本経営活動外の現金収入で現金保存口座を開設して必要な現金の引出しをできるようにした」と、実際に現金の貸し出しが行われていることを示している。

第2に、外貨の取引である。

2015年7月22日付最高人民会議常任委員会政令第576号によって開催された中央銀行法の第30条では「基準の為替レートと利子率を定めて調整する事業は中央銀行が行う。金融機関は中央銀行が定めた基準の為替レートと利子率の範囲内で自らの実情に即して為替レートと利子率を適用しなければならない」(第30条)と規定された。その目的について2018年に発表された現地研究者の論文では、「現在、少なくない貨幣が流過程にとどまっている。とくに、住民の手もとにも内貨と外貨が少なからずとどまっている。このような通貨を安心して預けたり引き出せたりするようにして収益を上げられるようにするならば、国家の手中により多くの資金を集中することができ、国家は遊んでいる内貨と外貨を漏れなく集め社会主義強国建設に正しく利用することができる」と述べている（崔勇南 2018）。

さらに、外貨については、公定為替レートと乖離した市場での為替レートの存

在を現地学術誌でも言及しはじめている。2019年に発表された現地研究者の論文では、「国家基準為替レートは、朝鮮の貨幣と外国の貨幣との交換比率を定めるうえで基準となる為替レートである。協同為替レートは、国内の市場価格に対応する朝鮮の貨幣と外国の貨幣との交換比率である」と述べている。従前から公定レートと市場レートとの間に著しい乖離があることは、現地情報からさまざまに確認されてきたが、これを「協同為替レート」と表記して公に説明したのはこの論文が初めてであろう。さらにこの論文では、「国家基準為替レートと乖離した協同為替レートを暫定的に制定して調整する基本的な目的は、遊休外貨資金を最大限に国家に動員して国内における外貨の流通を制限し、外貨に対する需要と供給をしっかりと調整することにある」と指摘し、商業銀行における外貨取引ではこの協同為替レートを適用することが合理的であると主張している（姜慶姪 2019, 163）。

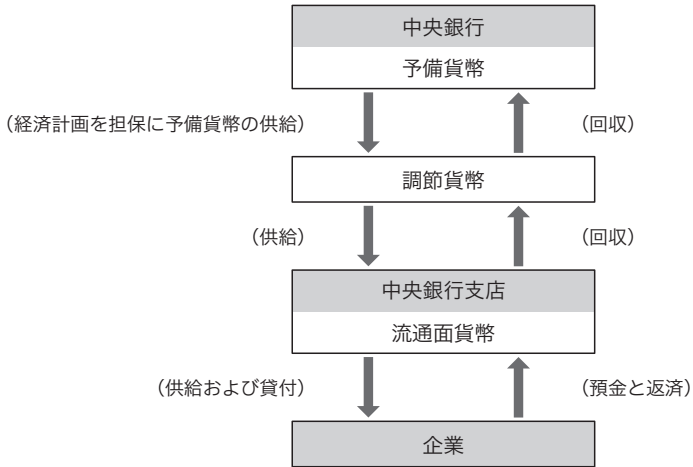
第3に、電子カード業務である。2015年の商業銀行法の改正に際して、第18条（商業銀行の業務の種類）に「銀行カード業務」が追加された。2018年に発表された現地研究者の論文では、「金融情報のネットワークが構築されると、新しい形式の電子マネーが出現することは必至である。商業銀行は、電子決済カードを利用して取引者の資金流通状態を管理し、取引者の貨幣資産を銀行に預け入れ、その電子表示物であるカードの発給を受け、任意の場所でコンピュータ網を利用して当該のサービスに対する料金支払いをカードの使用によって行うことができる。これは、商業銀行と取引者双方の利害関係から有利なことである」と述べている（金英蓮 2018）。これとの関連で、最高人民会議常任委員会第14期第7回全体会議（2021年10月29日）では「電子決済法」が採択された。

6 通貨発行方法の変化

金融制度の改編に伴い通貨の発行方法も変更された。

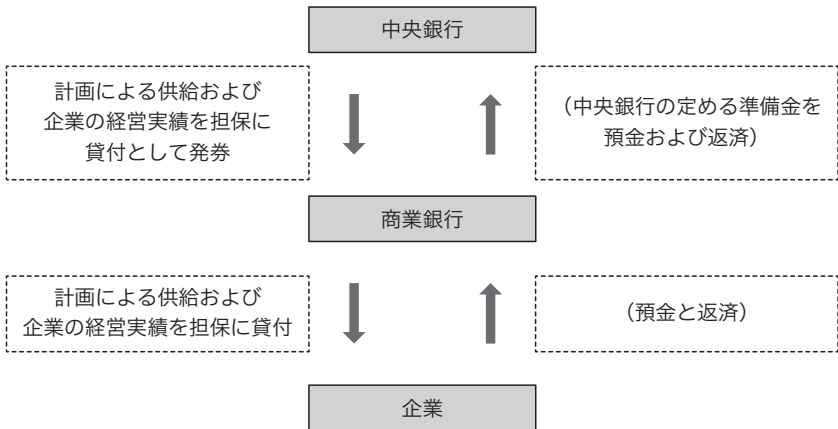
従来の通貨発行の仕組みは以下のとおりである（図4-1および4-2参照）。朝鮮中央銀行が発行する貨幣は、流通面貨幣と調節貨幣と予備貨幣の3種類として管理される。流通面貨幣は、日常的な現金支出を保障するために各支店に保管される

図4-1 従来の通貨発行プロセス



(出所) 金日成総合大学出版社 (2001; 2008) に基づき筆者作成。

図4-2 現在の通貨発行プロセス



(出所) 姜慶姫 (2019) に基づき筆者作成。

現金である。預入と引出により各支店の流通面貨幣は増減するのだが、内閣が定めた流通面貨幣の保有限度を超えると、それは朝鮮中央銀行が調節貨幣として管理する。そして、支店では、預入に対して引出が超過した場合、朝鮮中央銀行の承認を得て調節貨幣を利用する。しかし、調節貨幣でも足りなくなった場合に、朝鮮中央銀行は予備貨幣を作るのだが、ここで初めて貨幣が新たに発行される。予備貨幣の発行限度については、「発券法」(1988年12月22日に最高人民会議常設会議決定第15号として採択、1999年3月24日に最高人民会議常任委員会で修正補充)では「当該の機関が承認する」(第14条)となっているが、2001年に刊行された金日成総合大学の教科書では、内閣が定めるとしている(金日成総合大学出版社2001, 144)。内閣は定期的に国家予算に関する報告を最高人民会議で行い、当該年度の国家予算を実施する。「発券法」に基づくと、内閣では財政支出を保障するために、あるいは前年の財政赤字を補てんするために、予備貨幣を新たに発行することを承認する権限を有していることになる。もちろん、制限なく貨幣を発行できるわけではない。金日成総合大学の教科書によると、期間中の発券および回収は、現金計画の収入と支出間の差額と合致し、それは発券と回収計画によって規定されるとしている(金日成総合大学出版社2001, 114)。このことは、国債などを発行しなくても、予算計画によって回収が担保されるなら、予備貨幣として新たに貨幣を発行できるということを意味する(文浩一 2011, 61-63)。

これに対して新たな発行方法では商品担保をもってはじめて通貨を発行できることになる。具体的には、商業銀行が中央銀行に対して借入れを要求する場合、そこに十分な担保があるならば新規に通貨を発行するということである。この際に「商品担保文書は、企業間の物資取引を保証する文書として企業間で物資の取引が実際に行われていることを証明する。この文書があつてこそ、商業銀行はこれを証明書類として企業に貸付を行うことができ、この文書を再担保にして(商業銀行は)中央銀行から貸付を受けることができる」(かっこ内は筆者挿入)と述べている(姜慶姫 2019, 16)。つまり、信用と貸付を梃子にしたまったく新しい通貨発行システムが構築されたということである。

そもそも2000年代初頭のインフレーション進行の要因の1つは財政赤字を補うための通貨の新規発行であった(文浩一 2011, 61-63)。当時は、財政計画と生産計画によって担保されるなら、貨幣の新規発行が可能であるという理屈であっ

たが、現在は商業銀行を介して経営実績を担保に通貨の新規発行を行うシステムに変更した。これにより、たとえ財政赤字になったとしても直ちに通貨発行高は増えることはなく、かねてから指摘されていた「国家予算と発券の分離の原則」により、国家財政によるインフレ圧力は少なくとも制度上、払しょくされたといえる（李原景 2006）。

展 望

経済発展5カ年戦略（2016～2020年）を総括した朝鮮労働党第8次大会の報告では、「国家経済の成長目標が甚だしく達成できず、人民の生活向上において明確な進展が遂げられなかった結果が深刻に総括」された（2021年1月9日発朝鮮中央通信）。SDGsに関する自発的国家レビュー（Government of Democratic People's Republic of Korea 2021）では、2015年までに年間700万トンの穀物生産を目標としたが、現在までもこの目標は達成できずにいると報告している。さらに、国連決議により国際社会から経済制裁を受けているばかりか新型コロナウイルスによる国境封鎖や移動制限によって経済が少なからずダメージを受けている。総じて、この間に経済が十分に成長して供給が潤沢になったわけではないのだが、物価は比較的安定しており、金融環境に混乱が生じていない²⁾。新たな金融制度のもとで通貨の流れにも変化が生じているものと推測される。従来は、経済難（とくに「苦難の行軍」と言われる1995～2000年）を機に多くの貨幣が非公式の流通網に流れ、市場や企業、個人などに死蔵されるようになり、それがマネーサプライの増大とインフレの要因にもなったのだが、現在は死蔵されていた貨幣資金が公式網へと流れはじめ、それによりマネーサプライは抑えられている。

2016年11月17日の人民経済大学参観時の金昇哲副総長からの聞き取りでは、個人が商業銀行を介して企業に投資をしている様子の一端を語ってくれた。企業所法の第38条では「企業は……経営活動資金を銀行から借りたり住民遊休貨幣

2) 物価統計を当局は公表していないので、外信に依存せざるを得ないのだが、たとえば Daily NK (<https://www.dailynk.com/>) によると代表的な商品であるコメのキログラム当たりの価格は5000ウォン前後で安定して推移している。

資金を動員して利用できる」と規定している。金昇哲副総長によると、個人が投資をする場合の契約は企業と個人と商業銀行の三者間で結ばれ、個人資金は企業が開設している商業銀行の口座を通じて管理されるという。そして個人資金に対しては応分の利子や物的報酬（外信では不動産や物資という報道もある）が支払われるのだが、仮に貸し付けた企業が経営不振になった場合でも、商業銀行では個人資金に対する保証を最優先とすることを契約ではうたっているという。もちろん、これは商業銀行の運営実態の一面にすぎず、その全体像については今後のさらなる情報を待たなければならない。

[文献目録]

〈日本語文献〉

- 金明守 1980.「財政・銀行」『現代朝鮮問題講座』編集委員会編『現代朝鮮問題講座（Ⅱ）——社会主義朝鮮の経済』二月社。
- 文浩一 2011.「貨幣交換とマクロ動向」中川雅彦編『朝鮮労働党の権力後継』アジア経済研究所。
- 李成市・宮嶋博史・糟谷憲一編 2017.『朝鮮史2——近現代』山川出版社。

〈英語文献〉

- Government of Democratic People's Republic of Korea 2021. "Democratic People's Republic of Korea Voluntary National Review On the Implementation of the 2030 Agenda" (https://sustainabledevelopment.un.org/content/documents/282482021_VNR_Report_DPRK.pdf).

〈朝鮮語文献〉

- 姜慶姫 2019.『発券と通貨調整の方法論』平壤, 科学百科辞典出版社。
- 金日成総合大学出版社 2001.『金融学』平壤, 金日成総合大学出版社。
- 2008.『金融学』平壤, 金日成総合大学出版社。
- 金正恩 2015.『財政銀行事業で転換をもたらす強盛国家建設を力強く進めよう——第3回全国財政銀行部門活動家大会の参加者に送った書簡, 2015年12月13日』平壤, 朝鮮労働党出版社(邦訳は『季刊朝鮮経済資料』(1)[KAN経済研究所, 2018年3月]に収録)。
- 金政哲 2021.「企業体の財政管理事業を改善するうえで提起される重要問題」『社会科学院学报』(2), 社会科学出版社。
- 金淳学 2018.「現実において機関, 企業体は一定の範囲で現金取引を行っている」『金日成総合大学学报(哲学・経済)』(2), 金日成総合大学出版社。
- 金勇賢 2007.「住民遊休貨幣資金の本質的特性に即して統計の役割を高めることは住民遊休貨幣動員事業改善の重要な方途」『経済研究』(3), 科学百科辞典出版社。

- 金英蓮 2018. 「こんにち商業銀行の機能とその運営を改善するうえで提起される重要な問題」『金日成総合大学学报（哲学・経済）』(4), 金日成総合大学出版社.
- 高今赫 2016. 「こんにち銀行機関を商業銀行化するうえで提起される重要な問題」『金日成総合大学学报（哲学・経済）』(4), 金日成総合大学出版社.
- 社会科学出版社 1995. 『財政金融辞典』平壤, 社会科学出版社.
- 崔勇南 2018. 「財政銀行事業において転換をもたらすことは社会主義強国建設の重要要求」『金日成総合大学学报（哲学・経済）』(2), 金日成総合大学出版社.
- 全玉実 2019. 「銀行に対する金融監督事業を強化することは強盛国家建設を資金的に保証するための重要な要求」『社会科学院学报』(2), 社会科学出版社.
- 鄭光栄 2014. 「減価償却金の利用において企業体の責任と創意性を高めるうえで提起される重要な問題」『金日成総合大学学报（哲学・経済）』(4), 金日成総合大学出版社.
- 朝鮮対外経済投資協力委員会 2016. 『朝鮮民主主義人民共和国投資案内』平壤, 外国文出版社.
- 洪永義 2006. 「貨幣資金を銀行に集中することは、貨幣の流通を円滑にするための重要な保証」『経済研究』(4), 科学百科辞典出版社.
- 李原景 2006. 「こんにち通貨調整分野で提起されるいくつかの原則的問題」『経済研究』(2), 科学百科辞典出版社.
- 李長姫 2002. 「社会主義社会における生産手段領域に関する主体的理解」『経済研究』(1), 科学百科辞典出版社.

※朝鮮語文献の表記法については本書「まえがき」を参照。

©IDE-JETRO 2023

本書は「クリエイティブ・コモンズ・ライセンス表示 4.0国際」の下で提供されています。
<https://creativecommons.org/licenses/by/4.0/deed.ja>

